

津市職員通信教育課程等受講研修実施要綱

平成18年1月1日訓第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、通信教育課程及び通所講座課程（以下「通信教育課程等」という。）を通じ自発的に学習しようとする職員の自己啓発の促進を図り、もって職員の資質向上に資するため、通信教育課程等を実施する機関（以下「実施機関」という。）に委託して研修を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(通信教育課程等の指定)

第2条 市長は、研修の対象となる通信教育課程等をあらかじめ指定するものとする。

(募集)

第3条 市長は、指定した通信教育課程等の内容を職員に周知し、受講者を募集するものとする。

(受講の申請)

第4条 受講を希望する職員は、通信教育課程等受講申請書（第1号様式）により、別に指定する期日までに市長に申請するものとする。

(受講者の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請に基づき、予算の範囲内において、受講者及び通信教育課程等における講座を調整の上決定し、速やかに本人に通知するものとする。

(受講者負担金)

第6条 受講者は、講座ごとに定める受講者負担金を負担しなければならない。

(受講料)

第7条 市長は、実施機関に受講料を支払うものとする。ただし、次条に定める期間内に修了しなかった者又は成績不良等により修了証の交付が受けられなかった者は、受講料のうち受講者負担金を除いた金額を本市に納入しなければならない。

(受講期間)

第8条 受講期間は、講座ごとに別に定める。

(修了報告)

第 9 条 受講者は、講座の受講を修了したときは、通信教育課程等修了報告書（第 2 号様式）により所属長を通じて市長に報告しなければならない。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓の施行前に合併前の津市職員通信教育課程等受講研修実施要綱（平成 9 年津市訓第 4 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

第 1 号様式（第 4 条関係）

所属長印

通信教育課程等受講申請書（人事課提出用）

所 属 (内線番号)		フリガナ	
職 員 番 号		氏 名	
フリガナ			
自宅住所	〒 電話		
コース名		No 講座名 (選択単位がある場合は、御記入ください。)	
教 育 機 関 名			

第2号様式（第9条関係）

通信教育課程等修了報告書

所属長印

年 月 日

津市長 様

通信教育課程を修了しましたので、報告いたします。

所 属		職員番号	氏 名
			印
受 講 講 座 名			学 習 期 間
			年 月 日 ～ 年 月 日
回数	単 位 名	レポート提出	学 習 し た 内 容
1回		年 月 日	
2回		年 月 日	
3回		年 月 日	
4回		年 月 日	
5回		年 月 日	
6回		年 月 日	
7回		年 月 日	
8回		年 月 日	
9回		年 月 日	
10回		年 月 日	
受講してみての感想（プラスになった点、受講して感じたことなど）			
他に次年度受講したい分野の講座があれば記入してください。			